



2017年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第178期有価証券報告書(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)の
提出期限延長に関する承認申請に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

このような事態になり、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしますこと改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第178期有価証券報告書(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
2. 延長前の提出期限
2017年6月30日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2017年8月10日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、元連結子会社で米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てたウェスチングハウス社(以下「WEC」といいます。)グループを含め、決算手続を独立監査人と協力、協調の上鋭意進めてまいりました。その結果、WECグループに係る部分を除き、その他の部

分については独立監査人による監査を含め、第 178 期有価証券報告書の提出期限である 2017 年 6 月 30 日までに完了できる見込みです。しかしながら、WEC グループが再生手続を申し立てたこともあり、WEC グループに関する部分については 2017 年 6 月 30 日までに決算・監査手続を完了することが困難な見込みです。具体的には、WEC グループの決算について、再生手続申立に伴い関連する債務の金額及び計上時期の精査等、再生手続に伴う特別な会計処理が必要となり、決算・監査手続の完了に 7 月末まで時間を要することとなりました。WEC グループの決算・監査手続の完了を受け、独立監査人が、WEC 監査人の監査結果の評価や監査法人内の必要な手続等、当社グループの監査の完了のために必要な最終的な監査手続を実施することから、監査の完了には、その後 10 日程度の時間を要する見込みです。また、WEC グループに関する工事損失引当金について、当該損失を認識すべき時期の調査において、損失の認識時期が適切であったかどうかについての確認を進めているところであります。この点、監査委員会の調査において、限定した範囲、期間ではあるものの一部経営者による不適切なプレッシャーとみなされうる言動の存在が認定されているため、損失認識時期の妥当性については、より詳細に過年度の証拠も踏まえて会計処理の妥当性を証明することが独立監査人からも求められており、当該作業を継続しております。具体的には、過去数年間について、過年度の監査で提出した資料や、当時の会計に関するポジションペーパー等膨大な追加資料の提出等、その内容の詳細説明等、過年度における会計処理の妥当性を裏付ける証拠の慎重な確認等が必要とされ、それらには相応の時間を要することとなっております。

ただし、期末日である 2017 年 3 月 31 日時点で WEC グループは当社の連結対象から除外されていることから、上記の WEC グループに係る監査手続の結論如何にかかわらず、2017 年 3 月 31 日現在の貸借対照表及び連結貸借対照表については、今後発生する可能性のある修正後発事象の影響を除き、重要な変更の可能性はないものと認識しております。

当社としては、独立監査人による監査手続に全面的に協力し、第 178 期有価証券報告書の可及的速やかな提出に向けて全力を尽くしてまいります。上記のとおり WEC グループの決算・監査手続の完了等には、相応の時間を要することが想定されるため、第 178 期有価証券報告書の作成にあたっては、8 月 10 日より早く提出することが困難な状況にあります。

このため、誠に遺憾ながら、第 178 期有価証券報告書について、法定の提出期限の延長の承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以上